

資料2「ボランティアポイント制度の導入事例」

自治体	神戸市	伊丹市	尼崎市	豊中市
開始時期	令和2年4月委託業者と契約締結		令和2年度4月以降に契約締結10月開始予定	
管理機関	介護保険課より 株)フューチャーヒットへ委託	地域高年福祉課より 伊丹市社会福祉協議会へ委託	保健部ヘルスアップ戦略担当より 株)トラストバンクへ委託	福祉部長寿安心課より 豊中市社会福祉協議会へ委託
制度名称	仮称) ボランティアポイント	福祉サポーターポイント事業	未来いまカラダポイント	とよなか地域ささえ愛ポイント事業
ボランティア対象者	未発表	市在住20歳以上	市在住	市在住65歳以上
年間の上限	未発表	1ポイント50円(=いたみんポイント50P) 1hに1P1日2P年間100P(5,000円)	健診受診300P 市の推奨する商品購入10Pなど	1h100P 年間5000P(5,000円) 1回1時間活動に100ポイント進呈 但し1日最大200ポイント迄
ポイント管理	未発表	手帳にスタンプ	ポイントシールを台紙に貼る	ポイントシールを台紙に貼る
ポイント対象活動	R2年4月委託事業者決定 高齢者の外出・社会参加の促進 社会的役割を担い生きがいや介護予防を目指す	介護施設・福祉施設で福祉サポーターとして活動	環境保全・省エネ促進 健康づくり・健診・セミナー受講 市の推奨する商品の購入 医療費や介護給付費の適正化を目指す	施設等での活動 活動参加者ご自身の介護予防につなげるのが目的
ボランティア登録条件など	未発表	社会福祉協議会に申請・説明を受け登録 ボランティア保険自己加入必須	未発表	事業説明と研修会を受講
ポイント付与方法	未発表	各施設でポイント手帳にスタンプ 社会福祉協議会窓口で換金・いたみんポイント への交換・寄附	台紙と希望品申請用紙を郵送 1,000Pたまるとに交換可 1000Pで1,000円相当の商品と交換 団体へ寄附・カタログから好きな品を選ぶ 公共施設利用券	5,000P(5,000円)上限に社会福祉協議会へ 申請する 申請口座へ振り込み
その他	委託事業者のポイント付与システムの開発・管理・広報・研修会開催・対象者のシステム登録・ポイント付与・交換等のポイント事業全体の管理・運営を委託	福祉サポーターポイントをいたみんポイントへ 交換できる(いたみんポイントは地域通貨 貯 める・使うは店舗等に設置されたリーダーにか ざして行う) WAON・Suica・Pasumo・おさいふケータイ にもいたみんポイントは貯めることができる いたみんポイントは活動以外にも市内で買い物 等にもポイントが付く 例)市の駐輪場に停めることで駐輪場のリー	商品交換券を郵送し希望するお店で交換 「未来へつなぐ」(持続可能な行財政基盤の確 立に向けて)プロジェクトを展開 目標達成(医療費介護給付費の適正化)を目指 す	活動登録者:平成24年度671人 平成25年度777人 平成24年度参加施設51 平成25年度参加施設74 活動実績:平成24年度5,000P申請者11人 平成25年度5,000P申請者186人 ささえ愛活動内容:・配膳サービス 配食サービス・民芸サービス・電話訪問 歌声喫茶・手芸サロン・傾聴お相手等
				課題: 受け入れ施設市内200存在、指定事業者シ ールを全てに貼ることを目指す。 2年間の評価、40万人口の高齢者比率からす れば1%に満たない。 介護予防につながったかの検証。

資料2「ボランティアポイント制度の導入事例」

自治体	横浜市	千葉市 八千代市	群馬県前橋市
開始時期	平成21年10月～	平成30年～	平成28年～
管理機関	健康福祉局介護保険課より業者委託	総合政策部政策調整課より業者委託	長寿包括ケア課介護予防係直営 管理機関前橋市社会福祉協議会
制度名称	よこはまシニアボランティアポイント	ちばシティポイント	介護予防活動ポイント制度事業
ボランティアの対象者	市在住65歳以上	住所・年齢に制限なし 対象事業に制限あるものあり	市在住60歳以上
年間の上限	1ポイント1円 1日200P年間8,000P 寄附（横浜市が運営する基金や団体）もしくは 申請口座へ振込の選択	1ポイント1円 WAONカードと提携1円から利用可能	1ポイント100円 1h以上1P 年間最大50P Qのまち商品券（市独自金券）もしくは 図書カードに交換
ポイント管理	ICカードをリーダーで読み取り	WAONカード	ポイント手帳
ポイント対象活動	登録施設での活動	市の指定したボランティア 健康維持 イオン来店でも1P	施設活動以外に 在宅高齢者への支援（登録団体）
ボランティア登録条件など	研修会受講・登録	WAONカードが必要	「介護予防活動ポイント」についての研修会受講・ サポーター登録が必要
ポイント付与方法	施設に本人が直接連絡し活動内容日時決定 施設職員がカードリーダーでポイント付与	ポイント対象事業に参加し会場でカードリーダーに かざす	在宅支援を行っている団体が長寿包括ケア課 介護予 防係へ申請（活動内容を確認・審査後に登録）社会 福祉協議会がポイント管理
その他	ポイント制度3種類（その他ウォーキングポイン ト・健康スタンプラリー）の中のひとつ オムロン・ドコモ・凸版印刷へ事務局等すべてを委 託	千葉市と八千代市が合同で行っているポイント制 度、ちば風太WAON・やっちWAONという 独自のご当地WAONカードもある フェリカポケットマーケティング㈱へ委託	介護予防サポーター登録に年齢の制限はないが、ポ イントの付与は60歳以上でない対象にならない。 介護予防係（理学療法士・看護師等専門職でなる） が講師となり介護予防サポーターになるための初級 （基本3h）中級（実践編6h）上級（先輩サポー ターについて実習、通いの場の見学）研修を行い修 了することが必須（1年かかる）開始から累計 1000名、毎年郵送で今年度の活動希望を確認、今年 度は約800名活動予定 毎年70名程度介護予防サ ポーター登録

資料2「ボランティアポイント制度の導入事例」

自治体	東広島市	大阪府	大阪市
開始時期	令和元年10月～	令和元年10月～	平成30年よりモデル事業開始
管理機関	直営 地域包括ケア推進課	国民健康保険課より おおさか健活マイレージアスマイル事務局へ運営委託	福祉局高齢者施策部高齢福祉課より管理委託 施設活動：大阪市社会福祉協議会 在宅活動：各区社会福祉協議会・NPO法人
制度名称	元気輝きポイント制度	アスマイル	介護予防ポイント事業
ボランティアの対象者	市在住40歳以上	府在住18歳以上 会員の種類により年齢制限がある場合もある（40歳以上等）	市在住65歳以上
年間の上限	1ポイント10円 年間上限 64歳まで500P5,000円 65歳以上1000P10,000円	1ポイント1円 上限なし	1ポイント100円 30分以上1P2h以上2P 年間80P 口座申請後振込 在宅活動コースのみ 1h6P上限月60P（別途利用者より1回100円）
ポイント管理	ポイント手帳	スマートホンアプリ	ポイント手帳
ポイント対象活動	見守り・在宅支援 研修参加 介護予防活動 老人会登録 健診・人間ドック	歯磨きなど日常生活・歩数・健診	施設・事業所・保育園 要支援認定者等の在宅支援
ボランティア登録条件など	市の決めたボランティア活動（5項目）に当てはまり且つ登録団体条件に当てはまること	スマホでアプリ登録	研修会受講・登録
ポイント付与方法	ポイント管理責任者からシールかスタンプ付与 申請口座へ報奨金を振込	スマートホンにダウンロードしたアプリに入力するとポイントが付与される 歩数はアプリもしくは万歩計で登録ポイント付与 毎週・毎月抽選(コンビニコーヒーカーボン等が当たる) 抽選に参加せずWAON/Dポイント/クオカードへもれなく交換・寄附も選択できる	ポイント手帳にスタンプ 在宅活動コースの場合、各コーディネート業務受託事業者に委託（区ごとに社協やNPO団体など）
その他	ポイント付与対象者は、5名以上の団体登録のみで個人活動者は不可 健診・人間ドックは介護保険課で集計時に受診を確認しポイント付与	「大阪府健康づくり支援プラットフォーム」整備等事業健康づくりに特化したポイント制度 NTTデータ関西へ委託 府民・国保・各市町村・特定医療保険の種類があり該当すれば数種ポイント対象となる	施設活動コースと在宅活動コース2種類